

# 公 告

支官第69号  
令和8年7月8日

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

## 1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E20028	スレットハンティング業務にかかる運用支援役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和8年9月1日～令和9年3月31日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)  
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年8月26日(水) 10:00
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室  
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。  
(4) 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。  
(提出期限: 令和8年7月24日(金) 12:00 )  
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)  
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注:1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

- ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは

- 役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
 (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。  
 ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除  
 契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)  
 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※1  
 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※2  
 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)  
 生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)  
 談合等の不正行為に関する特約条項  
 暴力団排除に関する特約条項  
 ※1及び※2は、別紙1及び別紙2を確認されたい。

11 入札に関する条件 仕様書第2.4項a)からc)に定める本役務の実施体制並びに第4.2項a)の1)から3)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。  
 (提出期限: 令和8年7月24日(金) 12:00 )  
 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

#### 12 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。  
 ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、令和8年8月25日(火) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和8年8月19日(水) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先) 大和: [jl Yamato@ext.is.mod.go.jp](mailto:jl Yamato@ext.is.mod.go.jp)  
 令和8年8月12日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可)
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」とおとりとする。
- (7) 入札説明会は実施しない。
- (8) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)  
 役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。  
 ・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料: その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料  
 ・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としないう場合がある。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

#### 13 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)  
 TEL: 03-3268-3111(内線30249) FAX: 03-5269-3282 森根: [jl morine@ext.is.mod.go.jp](mailto:jl morine@ext.is.mod.go.jp)

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部  
支出負担行為担当官  
会計室長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

## 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

### 備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

## 郵送による入札について

## 1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

## 2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

## 3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

## 4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

## 5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

## 6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

## ○参考○

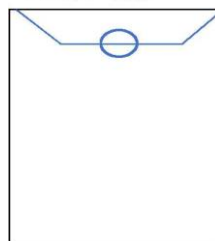
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

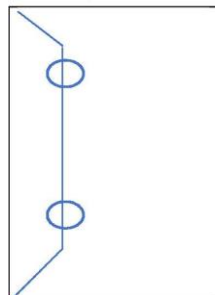
公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」  1回目
---

公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」  2回目
---

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805  東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛  「入札書在中」
---

又は

公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」 1回目
------------------------------------





情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号																										
	調 達 要 求 番 号	26S1E20028																									
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月6日																									
	作 成 部 課	自衛隊サイバー防衛隊																									
	作 成 年 月	令和8年7月1日																									
品 名	スレットハンティング業務にかかる運用支援役務																										
仕 様 書 番 号	J S O - 2 6 - 8 1 7 2																										
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装調（事）第263号 令和5年6月30日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>保護すべき情報</th> <th>防衛省が提供した保護すべき情報</th> <th>契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>取扱情報</td> <td>システム構成情報</td> <td></td> <td>「注意」</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>取扱情報</td> <td>ソフトウェアのパラメータ情報</td> <td></td> <td>「注意」</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>取扱情報</td> <td>システム関連ログ情報</td> <td></td> <td>「注意」</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>取扱情報</td> <td>セキュリティログ情報</td> <td></td> <td>「注意」</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>特になし。</p>			番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考	1	取扱情報	システム構成情報		「注意」	2	取扱情報	ソフトウェアのパラメータ情報		「注意」	3	取扱情報	システム関連ログ情報		「注意」	4	取扱情報	セキュリティログ情報		「注意」
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考																							
1	取扱情報	システム構成情報		「注意」																							
2	取扱情報	ソフトウェアのパラメータ情報		「注意」																							
3	取扱情報	システム関連ログ情報		「注意」																							
4	取扱情報	セキュリティログ情報		「注意」																							

統合幕僚監部仕様書		
件名	仕様書番号	JSO-26-8172
スレットハンティング業務にかかる運用支援役務	作成年月日	令和8年7月1日
	改正年月日	—
	作成担当課室等	自衛隊サイバー防衛隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊サイバー防衛隊のスレットハンティング業務にかかる運用支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、JIS X 0001～JIS X 0032によるほか、次による。

#### a) スレットハンティング

攻撃者が既にシステムに侵入していることを想定し、悪意のある活動の痕跡を見つけるための調査のこと。

#### b) 業務従事者

業務を実施する個人のこと。

#### c) 総括責任者

業務従事者全体をまとめて責任を持つ立場のもの。

### 1.3 役務期間

役務期間は、調達要領指定書による。

### 1.4 実施場所

実施場所は、調達要領指定書による。

### 1.5 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

#### 1.5.1 引用文書

##### a) 仕様書

- 1) JSO-23-6002 スレットハンティング器材の借上（05新規）
- 2) JSO-24-6032 スレットハンティング器材の借上（06増設）
- 3) JSO-25-6025 スレットハンティング器材の借上（07増設）

##### b) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情9248号。19. 9. 20）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31. 1. 9）
- 6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- 7) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項措置について（通達）（装武第188号。31. 1. 9）
- 8) 秘密保全に関する達（自衛隊統合達第51条）

## 1.5.2 関連文書

### 法令等

- a) 統合幕僚監部，統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（平成20年自衛隊統合達第23号）
- b) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19.4.27）
- c) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- d) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- e) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（防整サ第14551号。令和5年7月3日）

## 1.6 スレットハンティング業務の概要

官が実施する Windows 系情報システムに対するスレットハンティング業務の概要は，表1に示すとおり。

表1 官が実施するスレットハンティング業務の概要

番号	業務	業務概要
1	計画	対象システムの選定，日程調整等
2	運用構想作成	オペレーションに関わる運用構想の作成，必要器材の選定，システム構想
3	スレットハンティングシステム構築	対象システムの管理区域への器材を持ち込むための確認，器材展開
4	ベースライン構築	対象システムのトラフィック情報収集により正常な状態を把握し，ベースラインを作成
5	データ収集，分析活動	脅威の検知，分析，診断の実施
6	スレットハンティング終了	データ収集活動を終了。器材を切り離し，不要な収集データを削除
7	現地調査結果報告	現地調査結果を報告
8	最終報告	最終結果を報告
9	情報共有	各種情報の管理及び関係各所への情報共有

## 2 運用支援役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

- a) 本役務は，自衛隊サイバー防衛隊のスレットハンティング業務の円滑な運用を支援することを目的とする。
- b) 本役務の履行に当たっては，業務の意図及び目的を十分理解した上で，本仕様書の各項目を満足させなければならない。
- c) 契約相手方は，官と事前合意のもと，スレットハンティング器材及びログ類を操作及び参照できるものとする。
- d) 契約相手方は，3に示す各種書類を作成し，監督官に提出しなければならない。また，これを変更する必要があるときは，その都度，監督官と協議しなければならない。

### 2.2 役務内容および実施要領

#### 2.2.1 任務分析に関する事項

任務分析に関する実施事項は，次による。

- a) スレットハンティングの対象システム（以下「対象システム」という。）の事前構成調査に係る助言に関する事項
- b) ハンティングに必要となるデータ収集に係る助言に関する事項
- c) 対象システムの特性及び想定される脅威動向に係るインテリジェンスを踏まえた助言に関する事項

#### 2.2.2 計画に関する事項

実施要領作成に係る助言に関する事項

## 2.2.3 ハンティング実施に関する事項

スレットハンティング実施に係る助言に関する事項

## 2.2.4 評価に関する事項

評価に関する実施事項は、次による。

- a) 官の作成したレポートに係る助言に関する事項
- b) スレットハンティング業務の全体的な運用に係る改善検討に関する事項
- c) スレットハンティング業務の実施方針検討支援に関する事項

## 2.2.5 平時に関する事項

支援内容に関する報告書作成及び月次での報告会実施に関する事項

## 2.2.6 作業実施日時

契約相手方は、平日 0815～1700（内 1 時間は休憩時間）を基準とする。その他の時間については官と協議・調整すること。

## 2.2.7 人員及び工数

業務に従事する人員は、3 名以上とし、役務時間は、延べ 1, 700 時間を基準とする。

## 2.3 実施計画書

契約相手方は、契約後速やかに予定、実施体制、情報保護体制並びに実施内容及び要領を記載した役務実施計画書を作成し、監督官と調整の上、提出するものとする。

なお、実施体制は、2.4 による。

## 2.4 実施体制

契約相手方は、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務従事者を確保すること。
- b) a) の業務従事者は、履行に必要な又は有用な、若しくは背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) b) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 2.5 契約相手方及び業務従事者に求める要件・資格等

### 2.5.1 契約相手方に求める要件

契約相手方に求める要件は、次による。

#### a) Red Team 経験

過去 5 年間に於いて、政府主催の国際的・国家規模イベントにおいて、攻撃的シナリオ策定及び実行の役割で Red Team として参加した企業実績を有すること。

#### b) 運用主体としての実績

脅威インテリジェンスの蓄積、攻撃手法のトレンド分析などを継続している実績を有すること。

#### c) システム及びネットワーク構築・提供実績

直近 5 年間で防衛省において情報システム及び全国規模のネットワーク構築または提供実績を有し、防衛省特有のネットワーク要件、セキュリティ要件、運用制約等を深く理解し、ネットワーク通信の振る舞いに関する知見をスレットハンティング業務に活用する観点を持つこと。

#### d) 判断に資する情報活用としての理解

組織としての判断や方針検討に資する情報として活用され得ることを踏まえて意思決定プロセスを理解し、活用する観点を持つこと。

### 2.5.2 業務従事者に求める資格等

業務従事者の資格等の要件については、以下のとおりとする。

#### a) 総括責任者

以下のいずれかの資格を有していること。

- 1) PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）
- 2) 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- 3) 情報処理安全確保支援士
- 4) CISSP（Certified Information Systems Security Professional）

## b) 業務従事者

以下のいずれかの資格を有していること。

- 1) 情報処理安全確保支援士
- 2) CISSP (Certified Information Systems Security Professional)

## c) 第3者の従事

契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第3者を従事させる必要がある場合には、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に定める特約条項を適用すること。

## 2.6 業務従事者名簿

契約相手方は、契約締結後速やかに**付表1**に示す様式により、業務従事者名簿を作成し、監督官に1部を提出するものとする。ただし、業務従事者名簿の変更及び追加が生じた場合は、**付表1**に示す様式により、監督官に再提出するものとする。

## 3 提出書類等

提出書類は、**表2**による。

**表2 提出書類**

番号	名称	種類・数量	秘密区分	提出時期	様式	提出先
1	業務従事者名簿	電子媒体 (CD-R又はDVD-R) ・1部	—	契約締結後、速やかに	<b>付表1</b>	監督官に提出
2	役務実施計画書			契約締結後、速やかに	任意	監督官の確認を受けた後に提出
3	役務作業報告書			役務実施の都度	<b>付表2</b>	監督官の確認を受けた後に提出

各提出書類は、それぞれの提出期限までに電子データにて提出先に提出し、納期までに同一電子媒体に集約して改めて提出するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情9248号。19.9.20）を適用するほか、官側の指示に従うものとする。

### 4.2 情報保全

情報保全については、次による。

a) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における添付書類「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知しなければならない。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- b) 契約相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

#### 4.3 秘密保全

- a) 官側が定める立入禁止の掲示がある場所及び官側が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る業務従事者は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達（秘密保全に関する達）に従い、立ち入りが許可される者でなければならない。
- b) 契約相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。
- c) 本契約に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。
- d) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。
- e) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、官側の求めに応じ協議を行い、官側と合意の上で、改善を図ること。

#### 4.4 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合、監督官が認める範囲内において、官側の無償支援を得ることができるものとする。

#### 4.5 知的財産権の取扱い

知的財産権の取扱いについては、次による。

- a) 契約相手方は、本契約の履行に際して第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約相手方が、a)に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

#### 4.6 著作権の取扱い

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官側に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。
- b) 官側は、本契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、本契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験又はその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- c) 官側は、契約相手方から、a)により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) c)にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a)により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

## **5 監督及び検査**

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下、「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

## **6 仕様書の疑義**

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、支担官と協議するものとする。

付表 1 業務従事者名簿

令和 年 月 日

会社名：

調達要求番号		契約番号		契約件名	
氏名	所属会社名	所属部門	資格 <sup>※1、3</sup>	経歴等 <sup>※2</sup>	

注記 1 2.5 に示す資格を記載

注記 2 2.4 b) に示す経歴等を記載

注記 3 業務従事者の資格は、資格の写しを添付

監督官確認欄

--

付表2 役務作業報告書

令和 年 月 日

役務作業の要求事項	役務作業内容						
	技術員区分：	技術員区分：	技術員区分：	技術員区分：	技術員区分：	技術員区分：	技術員区分：
	所 属：	所 属：	所 属：	所 属：	所 属：	所 属：	所 属：
	氏 名：	氏 名：	氏 名：	氏 名：	氏 名：	氏 名：	氏 名：
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
役務時間							

注記 役務作業内容欄には、作業項目を記入し、( ) 内には、作業時間を記入するものとする。

凡例	仮説構築支援 (1.5)
----	-----------------

技術員区分 総括：総括責任者  
業務：業務従事者

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	26S1E20028
	調達要求年月日	令和8年7月6日
	作成部課	自衛隊サイバー防衛隊
	作成年月日	令和8年7月1日
品名	スレットハンティング業務にかかる運用支援役務	
仕様書番号	JSO-26-8172	

指定事項

仕様書 1.3 項及び 1.4 項に係る事項は以下のとおりとする。

なお、細部は官側との調整による。

- a) 役務期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。
- b) 本役務の日程については図を基準とする。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
演習①	→						
演習②			→				
演習③				→			

図 役務日程 (基準)

- c) 実施場所は、自衛隊サイバー防衛隊の所在地（入間基地），自衛隊サイバー防衛隊が派遣される場所及び契約相手方事務所とする。